

# 飲食関連事業者等への支援金

[飲食関連事業者等緊急支援事業]

飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、直接的に大きな影響を受けている県内事業者には支援金を支給

## ○主な支給要件

①影響があった月の売上が前年又は前々年同月に比べ**50%以上**減少、かつ、減収前の比較月の売上が10万円以上

## ②以下のいずれかに該当

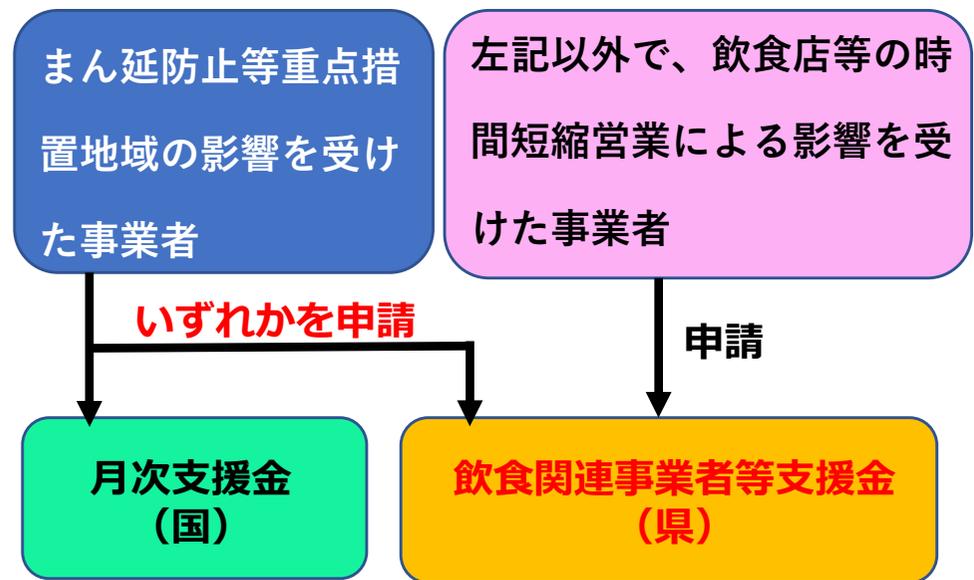
- ・営業時間を短縮し協力金を受給した飲食店等と直接取引のある県内事業者

例) 酒店、食材卸売、氷店、おしぼりリース業、クリーニング店等

- ・タクシー事業者
- ・自動車運転代行業者

○支給額 **10**万円/月

## ○まん延防止等重点措置が適用された場合



【月次支援金 (国) の支給額】

(前年又は前々年同月の売上) - (当該年度該当月の売上)

ただし、上限 法人**20**万/月 個人**10**万円/月